

一般財団法人カケンテストセンター 品質基準 (抜粋)

改訂:2011.04.01

品 目				ジャケット コート類	ホム服類	布帛シャツ類	カトゾノ類	セーター類	下着類	帽子類	ネクタイ類	マフラー類	ハンカチ・ タオル類	靴下・ 手袋類	皮革・毛 皮製品類	カーテン類	シーツ・ カバー類	床敷物類	寝装類	裏地類	付属類 (付属シース 付属生地)	備 考		
染色堅ろう度 <級以上>	耐光	JIS L 0842	変退色	4(3)	4(3)	3	3	3	3	4(3)	3	3	3	3	4(3)	4(3)	3	3	3	3	3	()内は淡色などに適用		
		洗濯	JIS L 0844 毛、絹、7セー A-1号	変退色	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	水洗い可製品に適用 濃淡組合わせ製品は汚染4級以上
	その他 A-2号		汚 染	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	()内は、毛、絹50%以上の混用品などに適用	
	汗	JIS L 0848	変退色	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	濃淡組合わせ製品は汚染4級以上 ()内は、毛、絹50%以上の混用品などに適用	
			汚 染	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	3(2-3)	皮革・毛皮製品は水堅ろう度
	摩擦	JIS L 0849 II 形	乾 燥	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	3-4(3)	()内は、特殊プリント、デニム、別珍、コール天、 ニットヘア、フロッキーなどに適用
			湿 潤	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)	2(1-2)
	ドライクリーニング	JIS L 0860 A-1法 B-2法	変退色	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	ドライクリーニング可商品に適用 濃淡組合わせ製品は汚染4級以上
			汚 染	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	色泣き	大丸法	汚 染	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	濃淡組合わせ製品に適用
寸法変化率 <%以内>	水洗い	JIS L 0217 103~106法		±3 (±3)	±3 (±3)	±3 【±5】	(+3~-6)	(+3~-6)	(+3~-6)	(+3~-6)	(±3)	(+3~-6)	(+3~-6)		±3	±3	±4【±3】 (+3~-6)	±4	±4	±3	±3	±3	()内は編物ケール方向、< >内は編物コース方向に適用 たて編は織物に含む 【 】内はカジュアルシャツに適用 《 》内はランジェリー・ファンデーション、[]内は袋物に適用	
		ドライクリーニング	JIS L 1096 J法	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	±3	ドライクリーニング可製品に適用	
引裂強さ <N以上>	JIS L 1096 D法	10 (7)	10 (7)	7				7	10 (7)	10 (7)	10 (7)	7	7	10 (7)	10 (7)	10 (7)	10 (7)	10 (7)	10 (7)	10 (7)	10 (7)	10 (7)	()内は薄地織物に適用	
破裂強さ <kPa以上>	JIS L 1096 A法	400 (300)	400 (300)		400 (300)	400 (300)	300	400 (300)	400 (300)	400 (300)	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	()内は薄地織物に適用	
滑脱抵抗力 <mm以下>	JIS L 1096 縫目滑脱B法	3	3	3				3	3								3		3	3			薄地は49.0N荷重 厚地は117.7N荷重	
ヒリク <級以上>	JIS L 1076 A法	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)			3 (2)		3 (2)	3 (2)	3 (2)	3 (2)	()内は、合繊混、起毛品、獣毛に適用	
スナッグ <級以上>	JIS L 1058 A法	3	3	3	3	3				3	3	3									3		長繊維織物、編物に適用	
バイル保持性 <級以上、mN以上>	カケン法、JIS L 1075	3-4 (2)	3-4 (2)	3-4				3-4 (2)	3-4 (2)			3-4 (2)	【500mN】					【500mN】	【500mN】	3-4 (2)	3-4 (2)		()内は、ニットヘアに適用 【 】内はオールド地製品に適用	
毛羽付着 <級以上>	セロテープ法	3	3	3	3	3				3	3	3	3	3							3	3	起毛品、獣毛(アングラ)に適用	
遊離ホルムアルデヒド <以下>	厚生省令 第34号	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	A-Ao 0.05	【 】は乳幼児用製品以外の厚生省令対象品に適用 【75ppm】	

※本表は、カケン基準の抜粋です。試験項目は素材・用途・製品形態等を考慮して決めます。

※本基準は予告なく変更する場合があります。ホームページ、最寄りの事業所などで最新版を確認下さい。